

○厚生労働省告示第十二号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十四条第二項の規定に基づき、有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準（平成十五年厚生労働省告示第三百五十七号）の一部を次のように改正し、平成二十年三月一日から適用する。

平成二十年一月二十三日

厚生労働大臣 舛添 要一

第二条中「有期労働契約（）」の下に「当該契約を三回以上更新し、又は」を加える。